

令和6年12月18日
教育研究評議会決定

静岡大学で雇用する特別研究員－PD 等の育成方針

国立大学法人静岡大学(以下「本学」という。)は、将来の学術研究を担う自由な発想に基づく創造性に富んだ若手研究者を育成するため、独立行政法人日本学術振興会が実施する特別研究員事業において採用された特別研究員－PD、RPD、CPD に対して、次に掲げる育成方針を定める。

【研究環境の確保・充実】

- ・国立大学法人静岡大学有期雇用教職員就業規則に定める特別研究員として雇用する。
- ・PD 等が自立的かつ主体的に研究に専念できる環境を提供する。

【研究支援】

- ・本学が実施する研究支援制度や URA・コーディネーターによる研究支援を提供する。
- ・所属する部局における博士課程学生等への研究指導への関与などを通じ、教育研究指導能力の育成機会を提供する。
- ・電子ジャーナルへのアクセスを提供する。
- ・研究インテグリティの確保、安全保障輸出管理、利益相反マネジメント、研究不正行為防止等の研究倫理教育を実施する。
- ・独立した研究者として、研究成果を社会に応用する力や発信する力を身につけ、多様な社会的ニーズを踏まえた研究を遂行できる能力を開発するため、産業界との交流を促進する博士課程後期学生向けセミナーなどへの参加機会を提供する。

【ライフイベント支援】

- ・ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン推進室の実施する研究支援、保育支援、介護支援等を活用し、様々なバックグラウンドを有する研究者が教育研究活動と出産、育児、介護をはじめとするライフイベントを両立させて活躍できるような研究環境実現のための支援を行う。